

## 令和2年 第2回甲良町教育委員会本会議議事録

令和2年6月17日（水）、甲良町公民館において、令和2年 第2回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

松田教育長、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美静委員

1. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育総務課次長、藤村学校教育課長、望月教育総務課課長補佐、大野社会教育課長補佐、山崎子育て支援センター所長、高橋図書館長、清水甲良東保育センター園長、善利甲良西保育センター園長、

1. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和元年第5回および令和2年第1回会議録承認の件（新家委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（尾崎委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第8号	甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第9号	甲良町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第10号	甲良町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第11号	令和2年度甲良町一般会計補正予算（第2・3号）のうち教育委員会所管分につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第12号	令和2年度甲良町学校・園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて
日程第9	承認第13号	甲良町社会教育委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第10	承認第14号	甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第11	承認第15号	甲良町文化財専門委員の委嘱につき、承認を求めることについて

日程第 12	承認第 16 号	甲良町スポーツ推進委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 13	承認第 17 号	甲良町人権問題啓発指導員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 14	承認第 18 号	甲良町立学校評議員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 15	承認第 19 号	甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 16	承認第 20 号	甲良町図書館長の任命につき、承認を求めることについて
日程第 17	認定第 1 号	令和 2 年度要保護および準要保護児童生徒の認定を求めることについて

○**松田教育長** それでは、失礼します。教育委員 4 名のうち、日下さんが本日、都合により欠席ということで、3 名の教育委員の皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、令和 2 年第 2 回教育委員会本会議をただいまより始めたいと思います。ここから、座って失礼いたします。早速ですが、日程第 1 令和元年第 5 回および令和 2 年第 1 回会議録承認の件につきまして、新家委員、よろしくをお願いします。

○**新家委員** 失礼します。第 1 回の会議録の方、正確に記載されていたので、ご報告いたします。

○**松田教育長** ありがとうございます。

次に、日程第 2 会議録署名委員を指名させていただきます。尾崎委員、よろしくをお願いします。

○**尾崎委員** はい、承知しました。

○**松田教育長** ありがとうございます。続きまして、日程第 3 教育長報告をさせていただきます。

本日、3 点につきまして報告をさせていただきます。

まず、報告、第 1 番目ですが、先ほど教育長室でも話題に上がりましたが、ご承知のように、コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3 月からおよそ 3 カ月の休校措置を町内でも取りました。この間、4 月の 8 日、9 日、10 日の 3 日間につきましては登校し、その間に入学式も、縮小はいたしましたが、実施することができました。休校期間中の教科学習の授業時数の確保と、学力回復学習支援をするために、夏休みを短縮することにいたしました。甲良町の小中学校の夏休みは、8 月 1 日土曜日から 8 月 19 日水曜日まで夏休みということで、7 月いっぱい、1 学期、学習します。そして、2 学期は 8 月 20 日ということで、小中幼稚園の先生方と検討を加えて、そのような

形で夏休みを取り扱うということです。ただ、6月1日から学校は再開いたしましたが、いろんな報道がなされています。甲良町におきましては、かつて子どもたちが経験したことの無いような長期休暇、およそ3カ月ということです。そういう時期だからこそ、子どもの実態に寄り添い、一人一人の子どもを大切に作る甲良町ならではの教育を見失うことなく、日常の教育実践に邁進したいと思います。授業時間数を確保して、「ああ、勉強、勉強、勉強」ということで追い立てていくという、そういう日常の教育活動には十分気をつけていきたいと考えております。また、最近、報道によりますと、ウイズコロナという言葉がよく耳に飛び込んでまいります。そういったウイズコロナの視点から対策を講じて、これから先は学校の運営、あるいは授業の創造について、新しい形で進めることも視野に入れて努力をしてまいりたいと考えております。子どもの学びを保障するという事は、単に学力あるいは詰め込みということではないように心がけていきたいということが1点目の報告事項です。

2点目の報告ですが、前回も少し報告させていただきましたが、ICT教育が今年度の学習指導要領に必修化として明示されています。それを受けまして、GIGAスクール構想を国は打ち立てて、積極的に推進していくよう、都道府県ならびに市町への通知、通達がございました。それを受けまして、本町におきましても小中学校の各校の環境整備、LAN整備をしていくということで考えております。また、2つ目には本町小中学校の全児童・生徒にタブレットが行き渡るような配置をしていくということ。それから3つ目にはICT教育、環境の整備、タブレットは配置されたけれども、それを授業に有効に使っていく、使いこなしていくという、そういう町内の教職員の力量を高めるような研修会や授業研修会を実施していきたいと思います。4月には甲良町ICT教育推進検討委員会を立ち上げまして、その検討委員会を中心に教職員の研修をより充実した形で、子どもたちに分かりやすい授業が展開できるようにということを思っております。例えば、ICT教育を導入した授業によって、先生方が自分で作った教材を活用したり、あるいはデジタル教科書もございますので、その辺のところ、活用も授業に取り入れることができますし、学習の形態としてグループワークも組み合わせた学習等も展開できますので。一方、子ども一人一人の興味、関心に合わせた調べ学習、あるいは探求学習、また、子どもたち個々の学力課題に応じた個別の学力補充学習などもきっと充実すると思います。このように、ICT教育を充実させることが子どもの学習への意欲を高めて、学力の向上につながるものというように考えているところです。

3つ目の報告ですが、コミュニティ・スクールを設置するという事です。

これも何回か前の本会議でも少し報告させていただきました。令和3年の4月に小中学校にコミュニティ・スクールを設置する、そういう予定で現在、昨年度とそれから今年度、準備の方を進めております。各校におきましては、組織体制の整備、学校経営とコミュニティ・スクールの役割の精査等々、一生懸命準備を進めているところであります。コミュニティ・スクールの設置の必要性につきましては、もう皆さんご存じのとおりであります。学校を取り巻く社会状況が変化していると、そこに起因すると考えています。例えば、急激な少子・高齢化、子どもの貧困、教育格差、それから地域の過疎化、つながりの希薄化、核家族化等々、様々な要因が考えられていますので、我々が育ったあの時代のように、隣近所も地域の方々もみんな一緒になって子どもを育てるといふような、そういうことが求められているといふように捉えています。そういう意味で、コミュニティ・スクールを小中学校に令和3年4月から設置し、地域の力を、保護者の力を、行政の力を全て子育てに結集して、次代を担う子どもを育てていくということを考えております。

以上、3点で報告は終わります。特にご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

○尾崎委員 ちょっと教育長、2点だけよろしいですか。

○松田教育長 どうぞ。

○尾崎委員 もし後で出てくるんだったら申し訳ないですが、夏休みを8月1日から19日まで短縮ということで、これ、行事等の中止というのはもう今のところは考えておられないんですか。

○松田教育長 行事等の中止というのは……。

○尾崎委員 運動会であったりとか。

○松田教育長 夏休みをそういうように短縮するということは、これまでに検討して決めたんですけども、夏休み等についても、あるいは修学旅行。修学旅行、延期になっていきますので、その辺をどういう形で実施するのかということ。中止という、あるいは延期というのでなしに、どういう形なら実施できるんやということも含めて、現場の先生方と、校長先生方と協議して、安全で安心な形で実施できるものなら、そういう形で実施していきたいと思いますが、これから協議を進めていって、また報告できると思います。

○尾崎委員 あと1点なんですけど、ICT教育の方で全生徒へのタブレットの配布ということで、これは家庭の方に持ち帰って使うということもその中には、検討には入っているわけですね。

○松田教育長 基本的には学校に配置をしますが、例えば第2波、第3波があって、持って帰って子どもとの連絡とか、あるいは授業とかをする場合にも活用できます。そのためにも、もう国も前倒しで、3年計画で配置する予定

やったんですけども、今年度ということですので、今年度配置をして、そしてそれをうまく有効活用していくということで考えています。

○尾崎委員 その中でずっとやっていますけれど、やっぱり家庭への環境の整備ですよ。

○松田教育長 そうです。

○尾崎委員 また、やっぱり使いこなせないということも、いろんな形で考えられると思うので、またそのほかの方でも同時対応できるような形をしておかないと、なかなか難しいところはあるのかなというふうに、私も専門じゃないもので分かりませんが。

○松田教育長 おっしゃるとおりやと思います。学校のLAN整備等はやりませんが、家庭のLAN整備とか、Wi-Fiの環境がどうなのかということは、今回の休校措置を取ったときの保護者さんのアンケートの中に、担当がアンケート項目として入れてもらっていますので、「そういう整備はどうですか」と。その整備が今、オザキ委員おっしゃるように、できていなかったら、何ぼタブレットを持って帰っても活用できませんので。その辺も活用できるような形でという、そういう認識の下にアンケートを今現在、各校で集約をしてもらっていますので、またそちらの方も対応していくという方向でアンケートを取っていますので。

○尾崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○松田教育長 よろしいでしょうか。

それでは、急ぐようですが、次に進ませていただきたいと思います。

日程第4 承認第8号について事務局より説明をお願いします。

○福原次長 すいません、日程第4に入る前に、議事日程の中で、今ほど教育長も日下さん、本日、来られないということは言われたんですが、昨日、ちょっと家庭の事情で今日欠席されるということで、議事日程につきましては、日下委員の名前が記入されておりますが、次回、尾崎さんということで、名前の方の変更をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、承認第8号 甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめぐりください。担当の方より説明いたします。

○大野課長補佐 甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則。甲良町立小学校および中学校の施設開放に関する規則の一

部を次のように改正する。

第6条中第1項中「が10人以上の」を「を5割以上含む」に改める。

付則。この規則は公布の日から施行する。

この改正の理由といたしましては、スポーツ少年団5団体とあるんですけれども、実際の利用するチームの中で、他市町の子と混合でチームをつくって利用するという実情がございましたので、その実情に合わせた形での改正理由となっております。よろしくお願ひします。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第8号につきまして、ご質問等ございましたらお出しいただきたいと思ひます。

○**福原次長** すいません、補足させてもらひます。

○**松田教育長** はい、どうぞ。

○**福原次長** 今現在、町施設、中学校、小学校の体育館なんですが、甲良町民が10人以上いるものに限るとのことしか使用がされません。ただし、団体によっては10人以下の団体もありまして、今、オオノが言うたように、合同でしている中で、例えば8人の団体の中に甲良町の子が5人いる団体があります。今までの規定でいきますと、その団体には貸出しができないということになってきますので、やっぱりより多くの町民の子に使ってもらひたいという思ひでこの改正をいたしました。

○**松田教育長** ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りをします。承認第8号について承認いただける方は挙手をお願ひします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第8号は承認されました。

次に、日程第5 承認第9号について事務局から説明をお願ひします。

○**福原次長** それでは、承認第9号 甲良町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚おめぐりください。担当の方より説明いたします。

○**大野課長補佐** 甲良町体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱。甲良町体育協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。甲良町スポーツ協会補助金交付要綱。

第1条および第3条第7号中、「体育」を「スポーツ」に改める。

付則。この訓令は公布の日から施行する。

昨年度の4月1日に甲良町体育協会の名称を「スポーツ協会」と変更させ

ていただいておりますが、この補助金交付要綱につきましては変更できておりませんでした。大変申し訳ございません。今回変更させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、委員の皆さんからのご質問をお願いしたいと思います。文言の改正ということです。

ご質問ないようですので、お諮りをしたいと思います。承認第9号につきまして承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第9号は承認されました。

続いて、日程第6 承認第10号について事務局から提案をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第10号 甲良町要保護および準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町要保護および準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1部おめぐりください。担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町要保護および準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第4号中、「生活保護法」を「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準、昭和38年厚生省告示158号」に改めるものでございます。

付則。この要綱は公布の日から施行し、令和2年度の就学援助から適用するものでございます。

改正理由につきましては、「生活保護法保護法に基づく」とうたわれておりますが、本要綱作成時から当該法律は改正されております。現時点の法律に基づきますと、甲良町の要綱の基準と異なることから、要綱作成時の法律に基づくように変更するものでございます。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。承認第10号についてご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第10号は承認されました。

次に、日程第7 承認第11号について事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第11号でございます。申し訳ございません、「承認11第」の方になっております。「承認第11号」でございます。訂正の方、お願いします。令和2年度甲良町一般会計補正予算（第2・3号）のうち教育委員会所管分につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

令和2年度甲良町一般会計補正予算（第2・3号）のうち教育委員会所管分について、教育長に対する事務委任規則第1条第13号の規定により承認を求めるものでございます。

まず、補正予算（第2号）でございます。（第2号）を1部おめくりください。紫でマーカーの方をさせていただいております。主なものについて説明させていただきますが、まず先に11、負担金補助および交付金、紫のマーカーの下の方です、950万円。これにつきましては、コロナ対策の関係で子育て世帯への経済支援給付金ということで950万円計上させていただいております。この子育て世帯といいますのは、18歳以下の子どもさんお一人に1万円を給付するというものでございます。詳細につきましては、予算の説明の後にまた別表をもって説明させていただきたいと思っております。続きまして、その上のシステム改修委託200万でございますが、子育て支援の経済支援金の給付に伴うシステム改修でございます。1部おめくりください。一番上です、工事請負費三角1,510万。これにつきましては、公民館の改修工事、今までから議題にもあったんですが、多目的ホールの空調でございます。このマイナス1,510万、した理由につきましては、今年度、もう早急に多目的ホールの空調の改修工事を行おうと思っていました。ただし、予算上1,510万では改修工事が不可能でありますので、補正対応をさせてもらおうと思っていたところ、このコロナの関係で多目的ホールの使用もしないということで、この1,510万について、この改修工事よりも子どもたちにお金を使ってやりたいという思いがありまして、1,510万の削減をさせていただきました。ただ、この削減をした後に、国からの交付金があることが分かりました。その関係で、今現在1,510万につきましては削減させていただいておりますが、もう一度予算要求をいたしまして、空調の工事はしていきたいというふうに考えております。

次に、補正予算（第3号）でございます。1部おめくりください。公立学校情報通信ネットワーク環境整備補助金でございます。これは国からの補助金ですが、冒頭、教育長の挨拶の中でもGIGAスクール構想と言われました、その関係のものでございます。これにつきましても、後でちょっと説明させていただきます。もう1部めくっていただいて、19、負担金補助および交付金でございます、650万円。これにつきましては、大学生への経済

支援給付金ということで計上させていただいております。この詳細につきましても、先ほどの子育て世帯と同様に別表をもって説明させていただきます。次に、備品購入費で1,368万円、施設備品購入費として計上させていただいております。これにつきましては、子どもたちに配布するタブレットの分でございます。先ほどの国庫補助もそうなのですが、当初はタブレットの配布は小学校5年生、6年生と中学校1年生、対象人数は196人です、の生徒にタブレットを配布する予算の計上をさせていただいております。ただし、これもコロナの関係で国の方が、もう小学校1年生から中学校3年生まで全ての子どもにタブレットを準備するというふうに補正が組み込まれたことによって、甲良町でも補正対応をさせていただいております。この1,368万円につきましては、甲良町の小学校、中学校、児童・生徒数499人います。もう既に196人は当初の予算で計上しておりますので、残りの人数プラス1台、1台は転校生がいてたらということで、プラス1台で予算計上の方をさせてもらっているところでございます。

次に、皆さんの資料で、一枚物の別添資料をご覧ください。裏表のやつなんです。まず、子育て世帯への経済支援ということで、(第2号)補正で上げている分でございます。この事業の目的といたしましては、コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う臨時休校が長引き、家で過ごすことを余儀なくされる中、食事等による経済的負担が生じていることに対して支援することを目的としております。実施内容につきましては18歳以下、平成14年4月2日以降に生まれた子どもに対して1万円を支給するものでございます。

実施方法なんです。今、この(第3号)の補正で、甲良町の住民に対して1人1万円の支給も予算化されております。それと同時に上乗せして、この子どもの分を振り込んでいきたいと思っております。チラシの方はもう多分全戸配布されていると思うんですが、今後、防災無線の方でも周知をしていきたいと考えております。次、裏面をお願いします。学生等への経済支援ということで、この事業の目的につきましては、コロナウイルス感染症による様々な影響を受ける学生に、少しでも安心して学業に励んでいただけることを目的に、大学生への経済支援を行うというものでございます。実施内容につきましては、町内在住で自宅から通学する学生。この学生というのは大学生、短大生、専門学校生、あと高校専門学校の4年生、5年生の子を限定に、1人5万円を補助します。また、進学のために町外に転出して、寮等から学校に通っている学生につきましては、1人10万円を補助するというものでございます。これにつきましても、チラシの方は配布しておりますが、今後、防災無線等で周知して、給付の方を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。一般会計の補正予算について、1つはコロナ対策、それから2つにはG I G Aスクール等々の点で補正を組んだという説明でございます。特に身近な問題ですので、質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

○**福原次長** すいません、もうちょっと補足で、先ほど尾崎委員が家庭の環境、LAN整備の関係で家庭環境なんです、小中学校、アンケートを取っております。まだ集約の方がちゃんとできていないんですが、ただ、アンケートの回収率が50%ぐらいです。見ている中でも、やっぱり大概は環境整備はされています。されているんですが、されていない家庭に対しては、国の方の補助金、補正の方では上げていないんですが、私も、ごめんなさい、あんまりよく分かっていないんですが、ルーターというものを何台か町の方で確保する。それに対して、1台のルーターに対して1万円の補助金というのがあります。その確保をして、環境が整っていない家庭につきましては貸出し等を行えるようにしていきたいなというふうには考えています。ただ、通信費がかかりますので、その課題といたしましては、通信費をどうするかというのは今後の課題になってくるかなとは思いますが、その環境整備についても国の方で補正が通っておりますので、甲良町につきましても必要なときに予算計上させていただいて、必要な分を購入していきたいなというふうには考えております。

○**松田教育長** いかがでしょうか。質問ございませんか。

それでは、承認第11号につきましてお諮りしたいと思えます。

承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第11号は承認されました。

次に、日程第8 承認第12号について事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第12号 令和2年度甲良町学校園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

令和2年度甲良町学校園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により承認を求めるものでございます。おめくりください。

令和2年度の教育大綱というものをつけております。教育大綱につきましては、この後の総合教育会議の方でまた担当の方が説明いたします。3ページの方からそれぞれ担当の方が説明をしていきますので、質問等ありましたら、一括で後からお願いしたいと思えます。

○望月課長補佐 3ページにつきましては、甲良町教育目標のことについて書かせていただいております。めくっていただきまして、次から甲良町学校園の教育方針の方を載せさせていただいております。変更させてもらった部分につきましては赤字で印刷をさせてもらっております。2番目、推進の基本です。「一人一人の主体的に学びに向かう力」を、ここを変更させていただいております。あと、「質の高い授業」というところも変更させてもらっております。6ページをご覧ください。推進の重点、(1)の②です。下の「そのために外国語指導助手を小学校に派遣し」と変更させてもらっています。今年から民間委託、インタラック、業者に委託させてもらっておりますので、そこから委託させてもらっております。(2)です、①です。「意欲を持って学びに向かい」と変更させてもらっております。①の3行目です。楽しい授業を創造することで知識および技能の習得をめざします。あと、②です。「主体的に」というのを入れさせていただきました。7ページ、8ページ、9ページは特に変更の方はございません。先ほど、教育長報告にもありましたように、ICT環境を整えるということで、子どもたち一人一人に個別最適化され、個性を育める教育ICT環境を実現することをめざしたGIGAスクール構想を早急に整備することでありますので、14番の方を追加させていただきました。ICT教育・情報通信教育の推進、①高速大容量の通信ネットワークを前提とした児童・生徒1人1台の端末を整備し、多様な子どもたちを誰1人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させます。②「児童・生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の学校通信ネットワーク環境を整備し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の臨時時においても、ICTの活用によって全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現させます」を追加させていただきました。

○大野課長補佐 すいません、続きまして、甲良町社会教育方針の方で、こちらと同じ、修正させていただいている部分につきましては赤字とさせていただいております。11ページは変更ございません。12ページの方をおめくりいただいて、(2)人権教育の推進のところ、下から2行目ですが、「全ての人権問題への取組を深め」から「一切の差別を許さないまちづくりの推進に努めます」と変更させていただいております。(3)ですが、2行目ですが、「せせらぎ遊園に愛着と誇りを持ち、自らの地域の歴史や文化を尊重したまちづくりの学習」と変更させていただいております。13ページの方に行きまして、(5)5行目ですが、「親に対する学習の機会や子育てに必要な」という形でちょっと追加させていただいております。それから、(6)ですが、4行目ですが、「青少年にとって望ましい地域環境づくり」という形で追記させていただいております。(7)の3行目、「住民が気軽にスポ

ーツに楽しめ」から、5行目ですが、「生涯スポーツ（ニュースポーツ）の普及、」という形で追記させていただいております。それから、最後の行ですが、「スポーツ指導者」という形で修正させていただいております。14ページですが、（9）の図書館活用の推進ですが、3行目、「全ての人が人間性を豊かにし」という形で追記させていただいております。それから、15ページですが、活動内容になります。活動内容は、昨年度から実際、対象の学年を変えましたので、実情に合わせて修正をさせていただいて、3、4、5、6年生がグリーンファイターズの参加対象となっております。それから4、5、6年生がせせらぎ探検隊の対象児童となっております。それから、16番、17番、18番も変更点はございません。それから、19ページ、甲良町人権教育方針になります。基本方針の中ほどの下ですが、「いじめなどICT社会が加速的に進展する中」という形でちょっと追記させていただいております。20ページの2、（1）の中、6行目ですが、「そのため、家庭支援の施策推進についても、」という形で追記させていただいております。21ページ、22ページをお願いします。3、活動内容のところ、人権教育総合連絡調整の部分ですが、備考の欄で、「教育委員会」というふうに入れさせていただいております。それから、人権教育のための甲良町行動計画啓発ですが、そちらも備考の方で「教育委員会」と追記させていただいております。それから、24ページですが、2段目ですが、「甲良学区学びの礎ネットワーク推進事業」という形で事業名の方を修正させていただいております。それから、趣旨ですが、「子どもたち自身が生活と学力を高め、主体的に進路を切り開き、自己実現を図ろうとする意欲、態度、技能を育み」というふうに追加しております。25ページ、26ページをお願いします。甲良町社会体育方針です。27ページの方に事業全体で実施事業月の方を入れさせていただいております。28ページも同じ内容となっております。

○高橋図書館長 それでは、甲良町立図書館です。運営方針としましては、図書館は町民全体の生涯教育を支援するため、図書資料や情報の収集、整理、閲覧、貸出し、保存等の充実に努めてまいります。30ページをご覧ください。こちら、活動の内容になっておりまして、変更した点は「学校図書室の改修、利用推進のサポート、使いやすい書架づくりを推進、サインの補充・追加」とさせていただいております。学校図書室の改修ですけれども、西小学校なんですけれども、県の教育委員会より、図書館リニューアルの事業のサポートの申請をいただいております。先日、県立図書館、学校図書館で打合せをさせていただきまして、変更年度は図書室約4,000冊のラベルの貼替えをして、子どもたちが本を探しやすく、選びやすい図書室づくりに努めてまいります。また、書架づくりですけれども、今年度は特にヤングアダ

ルトと呼ばれる中高生へ向けてのサービスを充実して、コーナーづくりやリストづくりに努めてまいります。以上です。

○**善利園長** すいません、次に東西保育センターの基本方針です。少し変えさせていただきました。幼稚園教育要領や保育指針が改定されて3年目になりますが、随分浸透してきました。それを受けて、保育センターにおいてもゼロ歳から就学までの発達を見通して、主体的に生活して遊ぶ子どもたちを育てる保育の充実を努めていきたいと思っております。また、園では保育の組立てが十分できませんので、家庭でもそれを生かせるような取組とか、一人一人の家庭の背景を見据えた家庭支援を支援センターと連携して積極的に進めていきたいと思っております。以上です。

○**山崎所長** すいません、33ページの子育て支援センターです。基本方針は、大きく変わりはございません。児童虐待の早期発見、未然防止に努めて取り組んでまいります。支援センターの重点施策としまして、大きく2つ、子育て支援と家庭支援がございます。(1)の子育て支援につきましては、①オープンルーム、②親子ふれあい教室など、支援センターに来れば保育士や保健師に子育ての相談がいつでもできるというふうな環境を整えて、子育て家庭の不安の解消を図ってまいりたいと思います。34ページ裏面の家庭支援につきましては、要保護児童対策地域協議会の構成機関を子育て支援センターが担っておりまして、②の家庭養育支援、こちらにつきましては、家庭の環境が学力の基礎・土台となる大事な部分でございますので、その土台となる家庭を支えていこうということで、支援センターの社会福祉士、保健師が主に取り組んでおります。この子育て支援と家庭支援の内容なんですけども、国の方が2022年までに全市区町村に設置する方針であります、子ども家庭総合支援拠点というものが方針に上がっているんですけども、今現在取り組んでおります業務の内容ですとか、専門職の配置が既に基準を満たしております、できれば今年度にまた要綱の制定を上程させていただきまして、次年度以降、子育て支援センターが子ども家庭総合支援拠点として本町の全ての子ども、家庭の相談に対応するソーシャルワーク機能を持った機関として役割を果たしていけるようにと考えております。以上です。

○**福原次長** すいません、教育委員会の方針なんですけども、基本、方針自体はあまり変わっていくものじゃないかなというふうに考えております。ただし、GIGAスクールであったり、いろんな情勢に合わせて文言の方は変えさせてもらっております。特に社会教育の方なんですけども、いろんな事業の方を載せておりますが、今年度につきましては、コロナの関係で中止している事業も多いです。会議等につきましては、もう書面決議で今は全て行っております。また、子どもたち、夏休みになって、少年少女のスポーツ大会というの

が7月末に毎年開催されておりましたが、それについても中止の方をさせていただいております。また、夏休みの子どもの英会話教室、これにつきましても中止の方向です。あと、今後、人権教育の方につきましても、町民のつどいとか学習講座の方がありますが、それにつきましても時期等を考えた上で、なるべく住民さんの安全を考えた上、実施していきたいなというふうには考えております。以上です。

○**松田教育長** 事務局の方からの説明が終わりました。私も事前にこの大綱は何回か読ませてもらったんですが、大きくは3つの視点で、今、関係各課から説明がありましたが、3つの視点で今年度に合わせて改定してもらったなということを感じていました。3つの視点と申しますのは、1つは小学校への新学習指導要領の完全実施を受けて、GIGAスクール、ICT教育等もそうなんですけども、そのことについて改定を進められたということと、2つ目には子育て支援施策、家庭支援施策、昨年度から推進していますが、この施策を視野に入れた改正の点も組み込まれているなということと、もう一つは昨年度から声を大にして皆さんと協議しています本町の子どもたちの学力の向上対策、この3つの視点から様々な文言を改正していただいたり、取組をつくっていただいたりということで改正はされています。後ほど総合教育会議がございますので、そのときにもう少し詳しくそれぞれからご意見を頂けると思います。取り立てて、この場はご質問がありましたらお受けしたいと思います。それでは、ちょっと先を急ぐようなんですけども、この教育大綱につきましても、後の総合教育会議で様々なご意見を頂けると非常にありがたいと思います。

それでは、承認第12号についてお諮りをさせていただきたいと思います。ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第12号は承認されました。

次に、日程第9 承認第13号について事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第13号、甲良町社会教育委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町社会教育委員の委嘱について、甲良町社会教育委員に関する規則第2条の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。担当の方より説明いたします。

○**大野課長補佐** 甲良町社会教育委員さんですが、新家さんが教育委員と委嘱されましたことにつきまして、7番の方に奥川房代さんの方を社会教育委員としてお願いするものとなっております。

○**松田教育長** 担当より、今、変更される方について報告がありました。社会教育委員さんはお手元の資料の一覧表のとおりでございます。ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、お諮りします。承認第13号についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第13号は承認されました。

続きまして、日程第10 承認第14号について事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第14号 甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町就学支援委員会委員の委嘱について、甲良町就学支援委員会規則第4条の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。この方々の任期につきましては、今年4月から来年3月31日となっておりますので、承認を求めるものでございます。以上です。

○**松田教育長** 就学支援委員会の今年度の委員さんの一覧表、ございます。ご覧いただきまして、ご質問等ありましたらお願いをしたいと思います。

それでは、お諮りをします。承認第14号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第14号は承認されました。

次に、日程第11 承認第15号について事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第15号 甲良町文化財専門委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町文化財専門委員の委嘱について、甲良町文化財保護条例第13条の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。任期につきましては、今年4月から令和4年3月31日までの2年となっております。3名の委員さんにつきましては、前年度からの変更はございません。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。ご質問ありましたらお願いをしたいと思います。3名の方、継続ということで報告ございました。

それでは、お諮りをします。承認第15号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第15号は承認されました。

次に、日程第12 承認第16号について事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第16号 甲良町スポーツ推進委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ振興法第19条第1項の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。任期につきましては、今年4月から令和4年3月31日までの2年となっております。7人の委員さんがおられますが、前年度と変わりはありません。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いをいたします。7名の推進委員さん、留任をお願いするという方向での提案です。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。承認第16号につきましてご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第16号は承認されました。

続いて、日程第13 承認第17号につきまして事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第17号 甲良町人権問題啓発指導員の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町人権問題啓発指導員の任命について、甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則第3条の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。任期につきましては、平成31年4月から令和3年3月31日までとなっておりますが、特に学校行政につきましては人事異動の関係によって若干変更がございます。また、15番の運動団体でも支部長の変更により宮川前支部長から山田さんに変更となっております。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。ご質問ありましたらお願いをしたいと思います。

ないようですので、お諮りをします。承認第17号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第17号は承認されました。

次に、日程第14 承認第18号につきまして事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第18号 甲良町立学校評議員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校評議員の委嘱について、甲良町立学校評議員設置要綱第2条の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。各校の評議員さんの方を記載させていただいております。以上です。

○**松田教育長** 学校評議員につきまして、各校から報告があったものを一覧表にさせていただきました。質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、お諮りをします。承認第18号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第18号は承認されました。

続きまして、日程第15 承認第19号につきまして事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第19号 甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町立図書館協議会委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第1条第14号の規定により承認を求めるものでございます。裏面をお願いします。任期につきましては、平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなっておりますが、これにつきましても、学校行政側の人事異動に伴って変更となるものでございます。特に事務局につきましては、この後にもありますが、高橋さんが館長になられたことと、社会教育課につきましては補佐の大野が委員となっております。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

それでは、お諮りします。承認第19号について承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第19号は承認されました。

次に、日程第16 承認第20号につきまして事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 承認第20号 甲良町図書館長の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町図書館長の任命について、教育長に対する事務委任規則第1条第8号の規定により承認を求めるものでございます。今年度につきましては、図書館長の方を高橋直子さんの方をお願いしたいというふうに思っております。お願いします。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。図書館長の提案につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをします。承認第20号につきましてご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第20号は承認されました。

次に、日程第17 認定第1号につきまして事務局から説明をお願いします。

○**福原次長** 認定第1号 令和2年度要保護および準要保護児童・生徒の認定を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年6月17日。甲良町教育委員会教育長。

令和2年度の要保護および準要保護児童・生徒は別紙のとおりであるので、認定を求めるものでございます。担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 令和2年度の児童名簿の方をつけさせていただいております。

個人情報観点から、本会議後、別紙を回収させていただきます。まず、東小学校です。要保護は2名、準要保護につきましては24名となっております。31年度につきましては要保護が1名、準要保護が22名となっております。1枚おめくりください。甲良西小学校です。要保護が1名、準要保護が19名となっております。31年度につきましては西小学校、要保護1名、準要保護につきましては29名となっております。1枚めくっていただきまして、中学校の要保護、準要保護です。中学生で1名が要保護、準要保護が23名となっております。31年度につきましては要保護が3名、準要保護が29名となっております。次に、区域外です。小学校の準要保護の児童名簿です。4名の方です。31年度につきましては、小学校につきましては3名の準要保護がいてはりました。1枚めくっていただきまして、区域外の中学生の準要保護の名簿となっております。6名の生徒が準要保護となっております。31年度につきましては7名の方が準要保護となっております。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、要保護、準要保護の児童・生徒の認定につきましてご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

ないようですので、お諮りをします。認定第1号につきまして、認定いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。認定第1号につきまして認定されました。

以上で、教育本会議の議事、議決承認につきましては終了をいたしました。

以上で、今日の議題はすべて終了